

四日市市告示第178号

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

平成27年 4月 1日

四日市市長 田 中 俊 行

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（平成21年5月29日四日市市告示第274号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、事前審査型条件付一般競争入札共通事項を次のとおり公告する。本公告の内容は、四日市市が発注する工事（四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第2条第3号に定めるもの）を対象とする。</u></p> <p><u>（本公告は、入札に係る工事の概要及び個別公告で求める入札参加資格要件を除く、入札に参加するための基本的な要件を表記したものである。なお、個々の工事の概要および入札参加資格要件は内容が決定しだい、別に公告する個別公告に記載する。）</u></p> <p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現行の<u>四日市市請負工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）</u>に登録されている者であって、<u>次に定める種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げるもの</u></p> <p>ア 建設工事 <u>入札参加資格者名簿に</u></p>	<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現行の<u>四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める建設工事等の種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者</u></p> <p>ア 建設工事 <u>四日市市請負工事入札</u></p>

個別公告に示す業種で登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有するもの

イ 測量業務 入札参加資格者名簿に「測量」として登録されている者のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けているもの

ウ 建築物の設計業務 入札参加資格者名簿に「建築関係コンサルタント」として登録されている者のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けているもの

エ 建設コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「土木関係コンサルタント」として登録されている者

オ 地質調査業務 入札参加資格者名簿に「地質調査」として登録されている者

カ 補償コンサルタント業務 入札参加資格者名簿に「補償関係コンサルタント」として登録されている者

(3) 建設業法第27条の23の規定の対象となる場合、個別公告で示す業種に関して有効期限内の経営事項審査を受けている者

参加資格者名簿に登載されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者

イ 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者

ウ 建築物の設計業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者

エ 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による登録を受けている者

オ 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による登録を受けている者

カ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規程による登録を受けている者

(3) 建設業法第27条23の規定に基づき、当該業種に関する有効期限内の経営事項審査を受けている者

(4) (略)

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(6) (略)

(7) (略)

6 現場説明会

工事の現場説明会は行わない。

9 入札書に記載する事項

(1)及び(2) (略)

(3) 入札書は、指定した封筒又は指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所を記入すること。

16 入札の無効

(1)から(9)まで (略)

(10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア及びイ (略)

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（スクラップ控除及び千円未満の端数処理を除く）

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

6 現場説明会

工事等の現場説明会は行わない。

9 入札書に記載する事項

(1)及び(2) (略)

(3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）且、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

16 入札の無効

(1)から(9)まで (略)

(10) 工事費内訳書の提出を求めた工事等について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア及びイ (略)

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの（千円未満の端数処理を除く）

<p>エ及びオ (略)</p> <p>17 <u>その他</u></p> <p><u>一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札決定事務を妨げないものとする。またくじ引きについても同様とする。</u></p> <p>18 (略)</p>	<p>エ及びオ (略)</p> <p>17 (略)</p>
---	-------------------------------

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)